

デジタルを活用した魅力的な動画コンテンツ制作業務 仕様書

1 業務の目的

本業務は、令和5年度において県が取り組む主なプロジェクトをテーマとする魅力的で分かりやすい解説動画を制作することで、「奈良デジタル戦略」に基づく動画配信による迅速・確実で、分かりやすい情報発信について、今後県が動画制作する際のモデルとすることを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和5年3月10日まで

3 業務の内容

① 動画の制作

- ・ 企画立案、構成、映像制作、編集、音響制作等動画の制作に係る業務一式を行う。
- ・ YouTube（奈良県公式総合チャンネル）での公開を想定しているため、幅広い年齢層が視聴することを想定して作成すること。
- ・ 内容としては、令和5年度予算案の全体概要及び県が指示するテーマ等をもとに企画立案し、県と協議の上、構成内容を決定すること。
- ・ 令和5年度予算案の全体概要の動画1本とテーマ別の動画（制作本数は別途指示、10本程度を想定）の総合計時間数は30分程度とし、各動画は訴求効果の高い時間数を設定して作成すること。
- ・ 動画は、受託者が保有する資料映像素材、取材を伴う映像素材、県が提供する写真やイメージパース等の画像、文字情報で構成し、ナレーション、キャプション、BGMを効果的に挿入すること。
- ・ 必要に応じ出演者を起用すること。出演者を起用する際は事前に県に協議すること。
- ・ 奈良県公式総合チャンネルに公開できる期間は、契約期間満了後1年以上とすること。
- ・ 編集に当たっては、県と協議の上、仮編集、本編集を行うこと。

② 成果物の納品

- ・ 完成した動画は、令和5年2月28日から順次納品し、令和5年3月10日までに全ての動画を納品すること。納品する動画データはMP4他配信媒体に適した形式で納品すること。
- ・ 動画はすべてDVDに保存し、県の指定する期日までに納品すること。
- ・ 制作した動画にかかるサムネイル画像データ（JPG他配信媒体に適した形式のデータ）を納品すること。

- ・ YouTube 掲載時にクローズドキャプション（字幕）を挿入するためのナレーション台本等テキストデータを納品すること。

4 留意事項

- ・ 出演者を起用する場合は、県と協議のうえ、出演者、協力者に関する交渉を行い必要に応じて委託料の範囲で謝礼金を支払うこと。
- ・ 出演者の肖像権及び音楽の著作権等に関わる調整を行い、配信しようとする媒体や県の広報媒体で配信することの同意を得るとともに、かかる経費については必要に応じて委託料の範囲内で対応すること。
- ・ 本業務の遂行にあたり、撮影許可、画像使用及び掲載許可などの許可申請手続きの必要が生じた場合は、受託者の負担により関係機関に対し必要な使用申請手続き等を行うものとする。
- ・ BGM 等の音楽素材の使用に関しては、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手続きは受託者にて行うこと。
- ・ 本業務における成果物の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。）は県に帰属するものとする。

5 その他

- ・ 本業務の目的を達成するため、常に県と打ち合わせの機会を持つこと。
- ・ 本仕様に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県と協議して対応すること。
- ・ 本業務を受注しようとする者は、別添の遵守事項を理解した上で受注すること。

公契約条例に関する遵守事項

本業務を受託しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受託すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。